

(19)日本国特許庁(JP)

(12)特許公報(B1)

(11)特許番号  
特許第7239778号  
(P7239778)

(45)発行日 令和5年3月14日(2023.3.14)

(24)登録日 令和5年3月6日(2023.3.6)

(51)国際特許分類 F I  
 G 0 6 Q 20/06 (2012.01) G 0 6 Q 20/06 3 0 0  
 G 0 6 Q 20/36 (2012.01) G 0 6 Q 20/36 3 0 0

請求項の数 8 (全20頁)

(21)出願番号	特願2022-168712(P2022-168712)	(73)特許権者	519110124
(22)出願日	令和4年10月20日(2022.10.20)		P a y P a y 株式会社
(62)分割の表示	特願2022-61078(P2022-61078)の 分割		東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
原出願日	令和4年3月31日(2022.3.31)	(74)代理人	110002147
審査請求日	令和4年10月21日(2022.10.21)		弁理士法人酒井国際特許事務所
早期審査対象出願		(72)発明者	大塚 千壽子
			東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号 P a y P a y 株式会社内
		審査官	阿部 潤

最終頁に続く

(54)【発明の名称】 情報処理装置、情報処理方法及び情報処理プログラム

(57)【特許請求の範囲】

【請求項 1】

サービス利用者に対して個別に割り振られた法人アカウントを管理する情報処理装置であって、

前記サービス利用者からの要求に従って、前記サービス利用者に関する決済処理に伴って生じる売上金に相当する額を前記法人アカウントに紐付けられるマネー残高として処理する売上処理部と、

前記売上金の受取方法として現金または電子マネーの選択を受け付ける受付部とを有し、

前記受取方法として電子マネーが選択されている場合、前記法人アカウントに紐付けられているウォレットの残高として前記売上金に相当する額を加算する際、前記売上金から所定のサービス利用料を徴収する

ことを特徴とする情報処理装置。

【請求項 2】

前記所定のサービス利用料として、所定の徴収率に基づいて算出した額を徴収することを特徴とする請求項 1 に記載の情報処理装置。

【請求項 3】

前記受取方法として現金が選択されている場合、前記サービス利用者が予め指定する金融機関口座に対して前記売上金の払出を行う際、前記所定のサービス利用料を徴収する

ことを特徴とする請求項 1 に記載の情報処理装置。

**【請求項 4】**

前記売上金に相当する額を前記ウォレットの残高として加算する場合、前記サービス利用者が予め指定する金融機関口座に対して前記売上金の払出を行う場合よりも、前記所定のサービス利用料を低く設定する

ことを特徴とする請求項 1 に記載の情報処理装置。

**【請求項 5】**

サービス利用者に対して個別に割り振られた法人アカウントを管理する情報処理装置であって、

前記サービス利用者からの要求に従って、前記サービス利用者に関する決済処理に伴って生じる売上金に相当する額を前記法人アカウントに紐付けられるマネー残高として処理する売上処理部と、

前記売上金の受取方法として現金または電子マネーの選択を受け付ける受付部とを有し、

所定の条件が満たされた場合、前記サービス利用者に対して、前記売上金に相当する額の電子マネーを、前記法人アカウントに紐付けられているウォレットの残高として加算するか否かの問合せを実行し、

前記問合せに対する前記サービス利用者からの応答に従って前記売上金に相当する額の電子マネーを前記ウォレットの残高として加算する場合、前記売上金の受取方法として電子マネーの選択を受け付けられることを条件として、前記売上金に相当する額を前記ウォレットの残高として加算する

ことを特徴とする情報処理装置。

**【請求項 6】**

サービス利用者に対して個別に割り振られた法人アカウントを管理する情報処理装置であって、

前記サービス利用者からの要求に従って、前記サービス利用者に関する決済処理に伴って生じる売上金に相当する額を前記法人アカウントに紐付けられるマネー残高として処理する売上処理部を有し、

未充当のチャージ指示取引がある場合、前記売上金に相当する額を、前記サービス利用者が所有する銀行口座に紐付くウォレットの残高として加算する

ことを特徴とする情報処理装置。

**【請求項 7】**

サービス利用者に対して個別に割り振られた法人アカウントを管理するコンピュータが実行する情報処理方法であって、

前記サービス利用者からの要求に従って、前記サービス利用者に関する決済処理に伴って生じる売上金に相当する額を前記法人アカウントに紐付けられるマネー残高として処理する売上処理工程と、

前記売上金の受取方法として現金または電子マネーの選択を受け付ける受付工程とを含み、

前記受取方法として電子マネーが選択されている場合、前記法人アカウントに紐付けられているウォレットの残高として前記売上金に相当する額を加算する際、前記売上金から所定のサービス利用料を徴収する

ことを特徴とする情報処理方法。

**【請求項 8】**

サービス利用者に対して個別に割り振られた法人アカウントを管理するコンピュータに、前記サービス利用者からの要求に従って、前記サービス利用者に関する決済処理に伴って生じる売上金に相当する額を前記法人アカウントに紐付けられるマネー残高として処理する売上処理手順と、

前記売上金の受取方法として現金または電子マネーの選択を受け付ける受付手順とを実行させ、

前記受取方法として電子マネーが選択されている場合、前記法人アカウントに紐付けら

10

20

30

40

50

れているウォレットの残高として前記売上金に相当する額を加算する際、前記売上金から所定のサービス利用料を徴収する

ことを特徴とする情報処理プログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、情報処理装置、情報処理方法及び情報処理プログラムに関する。

【背景技術】

【0002】

従来、主に企業と個人との間の商取引におけるキャッシュレス決済手段が広く消費者に  
10 認知されているが、特に、その利便性から、ユーザ個人が所有するスマートフォンなどの  
ユーザ端末を用いてオンラインで行われる電子決済サービスが広く消費者の間に浸透しつ  
つある。

【0003】

また、上述の電子決済サービスを導入する加盟店において、この電子決済サービスを利用  
して行われた決済により生じた売上金は、通常、上述の電子決済サービスを提供する決  
15 済事業者に登録した加盟店の銀行口座に振り込まれる。たとえば、電子マネーで利用者が  
決済した場合、加盟店からの資金化要求に応じて、加盟店の口座に入金する仕組みが提案  
されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【文献】特開2018-18115号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

しかしながら、従来の技術は、加盟店が電子決済サービスによる決済により生じた売上  
金の再利用を望む場合、売上金の効率的な再利用を支援できていない。たとえば、加盟店  
の売上金は、決済事業者が予め定めるサイクルに沿って、加盟店の銀行口座に振り込ま  
れる。このため、加盟店が電子決済サービスを利用して行われた決済により生じた売上金  
20 を自己資金として自由に使用可能となるまで少なからず時間を要する。また、銀行口座に振  
り込まれた売上金を用いて、所定の費用の振込を行う場合や、電子マネーの原資として振  
込を行う場合、所定の手数料が生じる場合がある。

【0006】

本願は、上記に鑑みてなされたものであって、電子決済サービスによる決済により生じ  
た売上金の効率的な再利用を支援できる情報処理装置、情報処理方法及び情報処理プロ  
25 グラムを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0007】

本願に係る情報処理装置は、サービス利用者に対して個別に割り振られた法人アカウン  
30 トを管理する。また、情報処理装置は、売上処理部と、受付部とを有する。売上処理部は  
、サービス利用者からの要求に従って、サービス利用者に関する決済処理に伴って生じる  
売上金に相当する額を法人アカウントに紐付けられるマネー残高として処理する。受付部  
は、売上金の受取方法として現金または電子マネーの選択を受け付ける。また、情報処理  
装置は、受取方法として電子マネーが選択されている場合、法人アカウントに紐付けられ  
ているウォレットの残高として売上金に相当する額を加算する際、売上金から所定のサー  
ビス利用料を徴収する。

【発明の効果】

【0008】

実施形態の一態様によれば、電子決済サービスによる決済により生じた売上金の効率的  
40

10

20

30

40

50

な再利用を支援できるという効果を奏する。

【図面の簡単な説明】

【0009】

【図1】図1は、本実施形態に係る情報処理の概要を示す図である。

【図2】図2は、本実施形態に係る情報処理装置の構成例を示すブロック図である。

【図3】図3は、本実施形態に係る事業者情報記憶部に記憶される事業者情報の概要を示す図である。

【図4】図4は、本実施形態に係る売上受取方法記憶部に記憶される売上金の受取方法に関する情報の概要を示す図である。

【図5】図5は、本実施形態に係るメインウォレットの残高履歴を示す情報の概要を示す図である。

10

【図6】図6は、本実施形態に係る情報処理装置の処理手順例を示すフローチャートである。

【図7】図7は、本実施形態または変形例に係るサービス提供装置の機能を実現するコンピュータの一例を示すハードウェア構成図である。

【発明を実施するための形態】

【0010】

以下に本願に係る情報処理装置、情報処理方法及び情報処理プログラムを実施するための形態（以下、「本実施形態」と呼ぶ）について図面を参照しつつ詳細に説明する。なお、この実施形態により本願に係る情報処理装置、情報処理方法及び情報処理プログラムが限定されるものではない。また、以下の各実施形態において同一の部位には同一の符号を付し、重複する説明は省略される。

20

【0011】

〔1. 本実施形態に係る情報処理の一例〕

以下、図1を用いて、本実施形態に係る情報処理の一例について説明する。図1は、本実施形態に係る情報処理の概要を示す図である。

【0012】

図1に示すように、本実施形態に係る情報処理システムSYSは、端末装置10と、情報処理装置100を含む。なお、図1は、本実施形態に係る情報処理システムSYSの一例を示しており、図1には示されていない他の端末装置が含まれていてもよい。

30

【0013】

端末装置10および情報処理装置100は、有線または無線によりネットワークN（たとえば、図2参照）に接続される。端末装置10および情報処理装置100は、ネットワークNを通じて相互に通信できる。

【0014】

図1に示す端末装置10は、情報処理装置100から提供される電子決済サービスの利用者であるユーザYによって使用される情報処理端末である。端末装置10の典型例としては、スマートフォンが該当するが、タブレット型端末や、ノート型PC（Personal Computer）や、デスクトップPCや、携帯電話機や、PDA（Personal Digital Assistant）などにより実現されてもよい。図1の例では、端末装置10として、スマートフォンが示されている。なお、以下の説明では、端末装置10をユーザYと言い換えて表記する場合がある。つまり、ユーザYを端末装置10と読み替えることができる。また、以下の説明において、情報処理装置100から提供される電子決済サービスの利用者を単に「ユーザ」と称する場合がある。

40

【0015】

また、端末装置10は、LTE（Long Term Evolution）、4G（4th Generation）、5G（5th Generation：第5世代移動通信システム）などの無線通信網や、Bluetooth（登録商標）、無線LAN（Local Area Network）などの近距離無線通信を介してネットワークNに接続するための通信ユニットを有する。これにより、ユーザYは、端末装置10を操作して情報処理装置100にアクセスして、情報処理装置10

50

0により提供される電子決済サービスを利用できる。

【0016】

また、端末装置10は、情報処理装置100により提供される電子決済サービスを利用するための情報を、ウェブブラウザやアプリケーションにより表示できる。このとき、端末装置10は、ウェブブラウザやアプリケーションなどによる情報の表示処理を実現するための制御情報を情報処理装置100から受け取った場合には、受け取った制御情報に従って表示処理を実現する。

【0017】

図1に示す情報処理装置100は、ユーザYに対して電子決済サービスを提供する。情報処理装置100は、典型的にはサーバ装置であるが、メインフレームやワークステーションなどにより実現されてもよい。情報処理装置100がサーバ装置で実現される場合、単独のサーバにより実現されてもよいし、複数のサーバ装置及び複数のストレージ装置が協働して動作するクラウドシステムなどにより実現されてもよい。

10

【0018】

なお、情報処理装置100は、ユーザYが使用する端末装置10に制御情報を配信する配信装置として機能してもよい。ここで、制御情報は、たとえば、JavaScript（登録商標）などのスクリプト言語やCSS（Cascading Style Sheets）などのスタイルシート言語により記述される。なお、情報処理装置100から配信されるアプリケーションそのものを制御情報とみなしてもよい。

【0019】

ここで、実施形態に係る情報処理に先立ち、端末装置10を用いた決済（電子決済）の一例について説明する。なお、以下の説明では、電子決済サービスの加盟店である店舗Xaに配置された2次元コード（QRコード（登録商標））であって、店舗Xaを識別する店舗識別情報を示す2次元コードQを用いて、ユーザYが端末装置10を用いた決済を行う例について説明するが、実施形態は、これに限定されるものではない。以下に説明する決済の一例は、任意のユーザが任意の端末装置を用いて、任意の店舗にて決済を行う場合においても適用可能である。また、店舗識別情報は、QRコード（登録商標）のみならず、バーコードや所定のマーク、番号などであってもよい。

20

【0020】

たとえば、ユーザYが店舗Xaにて各種の商品やサービスといった決済対象（取引対象）の利用や購入に伴う決済を行う場合、ユーザYは、端末装置10にインストールされた決済用のアプリケーション（決済アプリ）を起動する。そして、ユーザYは、決済アプリを介して、店舗Xaに設置された店舗識別情報を撮影する。このような場合、端末装置10は、決済対象の価格を入力するための画面を表示し、ユーザYまたは店舗Xaの店員から決済金額の入力を受け付ける。そして、端末装置10は、ユーザYを識別する利用者識別情報と、店舗識別情報（若しくは、店舗識別情報が示す情報、すなわち、店舗Xaを示す情報（例えば、店舗ID））と、決済金額とを示す決済情報を情報処理装置100へと送信する。

30

【0021】

このような場合、情報処理装置100は、利用者識別情報が示すユーザYの口座から、店舗識別情報が示す店舗Xaの口座へと、決済金額が示す額の電子マネーを移行させる。そして、情報処理装置100は、決済が完了した旨の通知を端末装置10へと送信する。このような場合、端末装置10は、決済が完了した旨の画面や所定の音声を出力することで、電子マネーによる決済が行われた旨を通知する。店舗Xaの口座に移行された電子マネーは決済事業者が予め定めるサイクルに沿って、または、店舗Xaからの要求に従って、店舗Xaまたは店舗Xaを運営する事業者に紐づく銀行口座に振り込まれる。

40

【0022】

なお、端末装置10を用いた決済は、上述した処理に限定されるものではない。例えば、端末装置10を用いた決済は、店舗Xaに設置された店舗端末を用いたのものであってもよい。たとえば、端末装置10は、ユーザYを識別するための利用者識別情報を画面上に

50

表示させる。このような場合、店舗 X a に設置された店舗端末は、端末装置 1 0 に表示された利用者識別情報を読み取り、利用者識別情報（若しくは、利用者識別情報が示す情報、すなわち、ユーザ Y を示す情報（例えば、ユーザ ID））と、決済金額と、店舗 X a を識別する情報とを示す決済情報を情報処理装置 1 0 0 へと送信する。このような場合、情報処理装置 1 0 0 は、利用者識別情報が示すユーザ Y の口座から、店舗 X a の口座へと、決済金額が示す額の電子マネーを移行させ、店舗 X a の店舗端末または端末装置 1 0 に対し、決済が完了した旨の画面や所定の音声を出力させることで、決済が行われた旨を通知してもよい。

#### 【 0 0 2 3 】

また、端末装置 1 0 を用いた決済は、ユーザ Y が予め電子マネーをチャージした口座から店舗 X a の口座へと電子マネーを移行させる処理のみならず、たとえば、ユーザ Y が予め登録したクレジットカードを用いた決済であってもよい。このような場合、たとえば、端末装置 1 0 は、店舗 X a の口座に対して決済金額の電子マネーを移行させるとともに、ユーザ Y のクレジットカードの運用会社に対し、決済金額を請求してもよい。

10

#### 【 0 0 2 4 】

なお、上述した決済手段や決済サービスは、商品の購入や役務の提供に対する対価の提供（債務の精算）のためのものに限定されるものではない。たとえば、上述したように、決済手段や決済サービスは、複数のユーザが有する口座間の送金に関する機能を有していてもよい。すなわち、上述した決済手段や決済サービスは、ユーザや店舗など、電子マネーの所有者と紐づく任意の所有者の口座間における電子マネーの送受信を制御するサービスであればよい。すなわち、実施形態に係る決済手段や決済サービスは、電子マネーのやり取りを実現するための各種制御（電子マネーを介した各種の口座間送金制御のみならず、電子マネー口座と銀行口座間のやり取りに関する制御や、分割、ボーナス払いに伴う処理といった各種債権処理、その他電子マネーを含む財産のやり取りに関する各種制御）を実行する取引手段や取引サービスであれば、任意の態様で提供されるものであってもよい。また、このような取引手段や取引サービスが実現する各種の制御には、決済に関する制御と送金に関する制御の両方が含まれていてもよい。すなわち、「取引」とは、電子マネーに関する「決済」のみならず、電子マネーの「送金」やその他各種の処理をも含む概念である。すなわち、情報処理装置 1 0 0 は、任意の所有者間における電子マネーのやり取りを制御する取引手段を実現する情報処理装置であってもよい。

20

30

#### 【 0 0 2 5 】

また、図 1 に示す情報処理装置 1 0 0 は、法人向けの法人アカウントサービスを提供する。法人アカウントサービスは、法人向けの内国為替取引に関する各種サービスを利用する際に用いられる。法人アカウントサービスにおいて、情報処理装置 1 0 0 から事業者 X に提供される法人アカウントには、メインウォレットとサブウォレットとが含まれる。

#### 【 0 0 2 6 】

メインウォレットは、事業者 X が予め指定する金融機関口座と紐付けられている。たとえば、事業者 X は、このメインウォレットを通じて、各種サービスに充当するための原資の入金を行うことができる。たとえば、事業者 X は、銀行振込により、情報処理装置 1 0 0 により予め指定されるワイタイム口座への入金を行う。ワンタイム口座へ入金された資金は、入金システムを通じて事業者 X の法人アカウントが有するメインウォレットの残高に加算される。なお、図 1 における図示は省略しているが、事業者 X は、このメインウォレットを通じて、各種サービスの取引に充当されずに残された資金の払出を受けることもできる。また、サブウォレットは、事業者 X が予め利用登録する各種サービスに紐付けられている。図 1 に示す例では、他のユーザアカウントへの送金を行う送金システムに紐付けられている。たとえば、メインウォレットから、他のユーザアカウントへの送金金額に相当する額がサブウォレットの残高に加算され、送金システムを通じて、他のユーザアカウントへと送金される。

40

#### 【 0 0 2 7 】

本実施形態に係る情報処理装置 1 0 0 は、以下に説明する情報処理により、電子決済サ

50

ービスの加盟店が、電子決済サービスによる決済により生じた売上金を、たとえば、図1に示す送金システムによるサービスのような各種サービスの原資として、従来よりも短サイクルで簡便に振替利用することが可能となるようにする。なお、以下の説明において、事業者Xは、電子決済サービスおよび法人アカウントサービスを運営する事業者と、電子決済サービスの加盟店として加盟店契約を結ぶとともに、法人アカウントサービスの利用契約を結んでいることを前提とする。すなわち、事業者Xは、電子決済サービスおよび法人アカウントサービスを運営する事業者との間で所定の契約関係にあるサービス利用者であるともいえる。

【0028】

たとえば、ユーザYは、端末装置10を操作して、店舗Xaに設置された2次元コードQを読み取り、上述した電子決済に関する決済要求を情報処理装置100に送信する。

10

【0029】

情報処理装置100は、ユーザYから受信した決済要求を処理するための決済処理を実行する(ステップS1)。情報処理装置100は、決済処理に伴って生じる売上金を一時的に保存する電子決済サービス売上金ウォレットを有する。たとえば、電子決済サービス売上金ウォレットは、電子決済サービスの加盟店である店舗ごとに管理される。

【0030】

次に、情報処理装置100は、決済処理に伴って生じる売上金の少なくとも一部に相当する額を法人アカウントに紐付けられるマネー残高として処理する売上処理を実行する(ステップS2)。なお、売上処理は、日締めや月締めなど、事業者Xが予め指定する所定のタイミングで実行できる。

20

【0031】

具体的には、情報処理装置100は、事業者Xにより予め設定される売上金の受取方法に関する情報を記憶する売上受取方法記憶部を有する。情報処理装置100は、電子決済サービスの加盟店として加盟店契約を締結している事業者Xが、同じ法人名義で法人アカウントサービスの利用契約を締結している場合において、売上金を受取方法として現金または電子マネーの選択を事業者Xから受け付けることができる。また、たとえば、情報処理装置100は、売上金の受取方法として電子マネーが選択された場合、電子マネーとして受け取る受取金額の設定をさらに受け付けるようにしてもよい。この場合、情報処理装置100は、電子マネーとして受け取る受取金額に相当する額を売上金から減算し、残りの売上金を現金として精算する。また、たとえば、情報処理装置100は、事業者Xが運営する店舗が複数ある場合、運営する店舗ごとに受取方法の設定を受け付けるようにしてもよい。

30

【0032】

そして、情報処理装置100は、ユーザYから受け付けた決済情報に含まれる店舗識別情報に基づいて、店舗Xaに関する売上金の受取方法を確認し、確認した受取方法に従って、売上処理を行う。図1に示す場合、情報処理装置100は、店舗Xaの売上金の受取方法として電子マネーが設定されている場合、売上金に相当する額をメインウォレットの残高に加算する。また、情報処理装置100は、店舗Xaの売上金の受取方法として現金が設定されている場合、売上金に相当する金額を事業者Xが予め指定する金融機関口座への払出を行う。なお、図1において、払出先となる金融機関口座は事業者Xが指定する他の金融機関口座であってもよい。

40

【0033】

上述してきたように、本実施形態に係る情報処理装置100は、電子決済サービスによる決済により生じた売上金を従来ように金融機関の口座へ払い出す代わりに、メインウォレットの残高に加算できる。これにより、サービス利用者である事業者Xは、電子決済サービスによる決済により生じた売上金を各種サービスの原資として、従来よりも短サイクルで簡便に振替利用することが可能となる。このようにして、本実施形態に係る情報処理装置100は、電子決済サービスによる決済により生じた売上金の効率的な再利用を支援できる。

50

## 【 0 0 3 4 】

また、本実施形態に係る情報処理装置 1 0 0 は、ウォレットの残高履歴をサービス利用者に提供できる。たとえば、図 1 に示す場合、情報処理装置 1 0 0 は、事業者 X を含む法人アカウントサービスの各利用者についてメインウォレットの残高履歴を示す情報を記録する残高履歴記憶部を有する。そして、情報処理装置 1 0 0 は、事業者 X からの要求に応じて、残高履歴記憶部に記憶されている残高履歴を示す情報を事業者 X に提供できる。たとえば、情報処理装置 1 0 0 は、事業者から指定された期間に対応する残高履歴を示す情報を事業者 X に提供できる。これにより、本実施形態に係る情報処理装置 1 0 0 は、たとえば、事業者 X が、メインウォレットの残高に加算された売上金の流れを事後的な確認しようとする場合、その確認作業を支援できる。

10

## 【 0 0 3 5 】

## 〔 2 . 装置構成例 〕

以下、本実施形態に係る情報処理装置 1 0 0 の構成について説明する。図 2 は、本実施形態に係る情報処理装置の構成例を示すブロック図である。

## 【 0 0 3 6 】

図 2 に示すように、情報処理装置 1 0 0 は、通信部 1 1 0 と、記憶部 1 2 0 と、制御部 1 3 0 とを有する。

## 【 0 0 3 7 】

## ( 通信部 1 1 0 について )

通信部 1 1 0 は、有線又は無線により、ネットワーク N に接続される。通信部 1 1 0 は、ネットワーク N を介して、端末装置 1 0 との間で情報の送受信を行う。通信部 1 1 0 は、たとえば、NIC ( Network Interface Card ) 等によって実現される。ネットワーク N は、インターネットなどの WAN ( Wide Area Network ) である。なお、ネットワーク N は、たとえば、LAN ( Local Area Network ) 、電話網 ( たとえば、携帯電話網や固定電話網など ) 、地域 IP ( Internet Protocol ) 網などの通信ネットワークを含んでもよい。また、ネットワーク N には、有線ネットワークが含まれていてもよいし、無線ネットワークが含まれていてもよい。

20

## 【 0 0 3 8 】

## ( 記憶部 1 2 0 について )

記憶部 1 2 0 は、制御部 1 3 0 による制御及び演算に用いられるプログラム及びデータを記憶する。記憶部 1 2 0 は、たとえば、RAM ( Random Access Memory ) 、フラッシュメモリ ( Flash Memory ) などの半導体メモリ素子、または、ハードディスク、光ディスクなどの記憶装置によって実現される。図 3 に示すように、記憶部 1 2 0 は、事業者情報記憶部 1 2 1 と、売上受取方法記憶部 1 2 2 と、残高履歴記憶部 1 2 3 とを有する。

30

## 【 0 0 3 9 】

## ( 事業者情報記憶部 1 2 1 について )

事業者情報記憶部 1 2 1 は、法人アカウントサービスを利用する事業者に関する事業者情報を記憶する。図 3 は、本実施形態に係る事業者情報記憶部に記憶される事業者情報の概要を示す図である。なお、図 3 は、本実施形態に係る事業者情報の一例を示すものであり、図 3 に示す例とは異なる形態で構成されていてもよい。

40

## 【 0 0 4 0 】

図 3 に示すように、事業者情報記憶部 1 2 1 に記憶される事業者情報は、「事業者 ID 」の項目や、「法人アカウント ID 」の項目や、「ウォレット」の項目や、「金融機関口座」の項目などの複数の項目を有する。事業者情報が有するこれらの項目は相互に対応付けられている。

## 【 0 0 4 1 】

「事業者 ID 」の項目には、法人アカウントサービスを利用する事業者を識別するための識別情報である事業者 ID が記憶される。「法人アカウント ID 」の項目には、法人アカウントを識別するための識別情報である法人アカウント ID が記憶される。

## 【 0 0 4 2 】

50



「ウォレット」の項目には、「メインウォレット」の項目や、「サブウォレット1」の項目や、「サブウォレット2」の項目や、「サブウォレット3」の項目などの複数の項目が含まれている。

【0043】

「メインウォレット」の項目には、メインウォレットを識別するための識別情報であるメインウォレットIDと、メインウォレットに登録されているマネー残高の情報が記憶される。

【0044】

「サブウォレット1」～「サブウォレット3」などの各項目には、サブウォレットを識別するための識別情報であるサブウォレットIDと、サブウォレットに登録されているマネー残高の情報が記憶される。

10

【0045】

「金融機関口座」の項目には、メインウォレットに紐付けられる金融機関の口座を示す口座番号が記憶される。この口座番号は、メインウォレットの残高の払出先として利用される。

【0046】

(売上受取方法記憶部122について)

売上受取方法記憶部122は、事業者により予め設定される売上金の受取方法に関する情報を記憶する。図4は、本実施形態に係る売上受取方法記憶部に記憶される売上金の受取方法に関する情報の概要を示す図である。なお、図4は、本実施形態に係る売上金の受取方法に関する情報の一例を示すものであり、図4に示す例とは異なる形態で構成されていてもよい。

20

【0047】

図4に示すように、売上受取方法記憶部122に記憶される売上金の受取方法に関する情報は、「事業者ID」の項目や、「店舗ID」の項目や、「受取方法」の項目といった複数の項目を有する。売上金の受取方法に関する情報が有するこれらの項目は相互に対応付けられている。

【0048】

「事業者ID」の項目には、法人アカウントサービスを利用する事業者を識別するための識別情報である事業者IDが記憶される。「店舗ID」の項目には、事業者が運営する店舗を識別するための識別情報である店舗IDが記憶される。「受取方法」の項目には、事業者により選択された売上金の受取方法を示す情報が記憶される。

30

【0049】

図4によれば、事業者ID:「事業者#001」で識別される事業者は、運営する店舗のうち、店舗ID:「店舗#001-1」で識別される店舗の売上金の受取方法として、「電子マネー」を選択していることが示されている。

【0050】

また、売上受取方法記憶部122は、売上処理を実行するタイミングを示す情報をさらに記憶してもよい。また、売上受取方法記憶部122は、売上金の受取方法として、電子マネーと現金の双方が選択可能である場合、電子マネーとして受け取る受取金額や、現金として受け取る受取金額を記憶してもよい。また、売上受取方法記憶部122は、売上金の受取方法として、電子マネーと現金の双方が選択可能である場合、それぞれの受取金額を記憶する代わりに、電子マネーで受け取る受取割合と、現金で受け取る受取割合とを記憶してもよい。

40

【0051】

(残高履歴記憶部123について)

残高履歴記憶部123は、メインウォレットの残高履歴を示す情報を記憶する。図5は、本実施形態に係るメインウォレットの残高履歴を示す情報の概要を示す図である。なお、図5は、本実施形態に係る残高履歴を示す情報の一例を示すものであり、図5に示す例とは異なる形態で構成されていてもよい。

50

## 【 0 0 5 2 】

図 5 に示すように、残高履歴記憶部 1 2 3 に記憶される残高履歴を示す情報は、「事業者 ID」の項目や、「日付」の項目や、「摘要」の項目や、「入金」の項目や、「出金」の項目や、「マネー残高」の項目といった複数の項目を有する。残高履歴を示す情報が有するこれらの項目は相互に対応付けられている。

## 【 0 0 5 3 】

「事業者 ID」の項目には、法人アカウントサービスを利用する事業者を識別するための識別情報である事業者 ID が記憶される。「日付」の項目には、メインウォレットに対する入金（残高の加算）や、メインウォレットからの出金（残高の減算）などの取引が行われた日付を示す情報が記憶される。「摘要」の項目には、メインウォレットに対する取引の内容を示す情報が記憶される。

10

## 【 0 0 5 4 】

「入金」の項目には、メインウォレットに対して入金された金額を示す情報が記憶される。「出金」の項目には、メインウォレットから出金された金額を示す情報が記憶される。「マネー残高」の項目には、メインウォレットの残高を示す情報が記憶される。

## 【 0 0 5 5 】

情報処理装置 1 0 0 は、事業者からの要求に応じて、メインウォレットの残高履歴を提供できる。たとえば、情報処理装置 1 0 0 は、事業者から指定された期間に対応する情報を残高履歴記憶部 1 2 3 から取得し、取得した情報を事業者に提供できる。なお、情報処理装置 1 0 0 が事業者に提供する情報は、残高履歴を示す情報が有する全ての項目についての情報であってもよいし、これらの項目のうちのいずれかの項目についての情報であってもよい。なお、情報処理装置 1 0 0 は、提供を希望する項目の選択を事業者から受け付けてもよい。

20

## 【 0 0 5 6 】

（制御部 1 3 0 について）

制御部 1 3 0 は、情報処理装置 1 0 0 の制御や演算を実行するコントローラ（controller）である。制御部 1 3 0 の各部は、例えば、CPU（Central Processing Unit）や MPU（Micro Processing Unit）などによって、情報処理装置 1 0 0 の内部の記憶装置に記憶されている各種プログラムが RAM を作業領域として実行されることにより実現される。また、制御部 1 3 0 は、例えば、ASIC（Application Specific Integrated Circuit）や FPGA（Field Programmable Gate Array）、SoC（System on a Chip）などの集積回路により実現される。

30

## 【 0 0 5 7 】

図 2 に示すように、制御部 1 3 0 は、受付部 1 3 1 と、決済処理部 1 3 2 と、売上処理部 1 3 3 とを有する。制御部 1 3 0 は、図 2 に示す各部により、以下に説明する情報処理の機能や作用を実現または実行する。

## 【 0 0 5 8 】

（受付部 1 3 1 について）

受付部 1 3 1 は、売上金の受取方法として現金または電子マネーの選択をサービス利用者（たとえば、図 1 に示す事業者 X）から受け付ける。また、受付部 1 3 1 は、受取方法として電子マネーが選択された場合、電子マネーとして受け取る受取金額の設定をさらに受け付けることができる。

40

## 【 0 0 5 9 】

（決済処理部 1 3 2 について）

決済処理部 1 3 2 は、電子決済サービスの決済要求を処理するための決済処理を実行する。決済処理部 1 3 2 は、たとえば、電子決済サービスの加盟店である店舗に配置された 2 次元コードであって、店舗を識別する店舗識別情報を示す 2 次元コード Q を読み取る端末装置 1 0 から送信される決済要求を処理する。決済処理部 1 3 2 は、決済処理に伴って生じる売上金を一時的に保存する電子決済サービス売上金ウォレットを有する。たとえば、電子決済サービス売上金ウォレットは、電子決済サービスの加盟店である店舗ごとに管

50

理される。決済処理部 1 3 2 は、たとえば、所定のタイミングで、店舗（店舗識別情報）ごとに売上金の情報を売上処理部 1 3 3 に受け渡す。

【 0 0 6 0 】

（売上処理部 1 3 3 について）

売上処理部 1 3 3 は、サービス利用者からの要求に従って、サービス利用者に関する決済処理に伴って生じる売上金の少なくとも一部に相当する額を法人アカウントに紐付けられるマネー残高として処理する。売上処理部 1 3 3 は、日締めや月締めなど、事業者 X が予め指定する所定のタイミングで実行できる。

【 0 0 6 1 】

たとえば、売上処理部 1 3 3 は、決済処理部 1 3 2 から売上金の情報を受け取ると、売上受取方法記憶部 1 2 2 に記憶されている売上金の受取方法に関する情報を参照して、売上金の情報に含まれる店舗識別情報に対応する受取方法を確認し、確認した受取方法に従って売上処理を行う。具体的には、売上処理部 1 3 3 は、売上金の受取方法として電子マネーが設定されている場合、売上金に相当する額を、対応する事業者（店舗識別情報により識別される店舗を運営する事業者）が有する法人アカウントに紐付けて管理される電子マネーの残高としてメインウォレットに加算する。なお、メインウォレットの残高に加算する具体的な方法の一例としては、売上金に相当する現金を、事業者 X の法人アカウントに紐づくワンタイム口座へ入金し、メインウォレットの残高を加算させる方法でも良いし、決済サービスが管理する銀行口座から現法人アカウントサービスが管理する銀行口座へ現金を直接移動させて、メインウォレットの残高を加算する方法でもよい。また、売上処理部 1 3 3 は、売上金の受取方法として現金が設定されている場合、売上金に相当する金額を、対応する事業者（店舗識別情報により識別される店舗を運営する事業者）が予め指定する金融機関口座への払出を行う。

【 0 0 6 2 】

また、売上処理部 1 3 3 は、売上受取方法記憶部 1 2 2 において、売上の受取方法として電子マネーが設定されるとともに、電子マネーとして受け取る受取金額が設定されている場合、受取金額に相当する電子マネーを、対応する事業者（店舗識別情報により識別される店舗を運営する事業者）が有する法人アカウントのメインウォレットの残高に加算できる。

【 0 0 6 3 】

〔 3 . 処理手順 〕

次に、図 6 を用いて、本実施形態に係る情報処理装置 1 0 0 による処理手順の一例について説明する。図 6 は、本実施形態に係る情報処理装置の処理手順例を示すフローチャートである。なお、以下に示す処理手順は、情報処理装置 1 0 0 が有する制御部 1 3 0 により繰り返し実行される。

【 0 0 6 4 】

図 6 に示すように、売上処理部 1 3 3 は、決済処理部 1 3 2 から売上金の情報を受け取ると、売上受取方法記憶部 1 2 2 を参照して、売上金の情報に含まれる店舗識別情報に対応する受取方法を確認する（ステップ S 1 0 1 ）。

【 0 0 6 5 】

そして、売上処理部 1 3 3 は、売上金の受取方法が電子マネーである場合、売上金に相当する額を、対応する事業者のウォレットに加算して（ステップ S 1 0 2 ）、図 6 に示す処理手順を終了する。すなわち、売上処理部 1 3 3 は、売上金に相当する電子マネーを、売上金の情報に含まれる店舗識別情報により識別される店舗を運営する事業者が有する法人アカウントのメインウォレットの残高に加算する。

【 0 0 6 6 】

そして、売上処理部 1 3 3 は、売上金の受取方法が現金である場合、売上金に相当する額を、対応する事業者が指定する金融機関口座へ払い出し（ステップ S 1 0 3 ）、図 6 に示す処理手順を終了する。すなわち、売上処理部 1 3 3 は、売上金を、売上金の情報に含まれる店舗識別情報により識別される店舗を運営する事業者が指定する金融機関口座へ送

10

20

30

40

50

金する。

【 0 0 6 7 】

〔 4 . 変形例 〕

上述してきた本実施形態は、本実施形態に係る情報処理の一例を示したものであり、種々の変更及び応用が可能である。

【 0 0 6 8 】

（ 4 - 1 . 売上金の一部を電子マネーで受取 ）

たとえば、上述の情報処理の一例において、情報処理装置 1 0 0 は、事業者が、売上金の少なくとも一部を電子マネーとして受け取ることが可能となるように売上処理を実行してもよい。この場合、たとえば、情報処理装置 1 0 0 は、売上金のうち、電子マネーとして受け取る受取金額の設定を事業者から受け付けておき、事業者に関連付けて受取金額に関する情報を売上受取方法記憶部 1 2 2 に登録しておく。売上処理部 1 3 3 は、売上受取方法記憶部 1 2 2 を参照して、電子マネーとして受け取る受取金額を確認する。そして、売上処理部 1 3 3 は、売上受取方法記憶部 1 2 2 を参照して確認した受取金額に相当する額を、対応する事業者が有する法人アカウントに紐付けて管理される電子マネーの残高としてメインウォレット加算し、残りを事業者が指定する金融機関口座へ現金で払い出す。なお、メインウォレットの残高に加算する具体的な方法は、受取金額に相当する現金を、事業者 X の法人アカウントに紐づくワンタイム口座へ入金し、メインウォレットの残高を加算させる方法でも良いし、決済サービスが管理する銀行口座から現法人アカウントサービスが管理する銀行口座へ現金を直接移動させて、メインウォレットの残高を加算する方法でもよい。

【 0 0 6 9 】

（ 4 - 2 . 売上金の移行先の判断について ）

たとえば、上述の情報処理の一例において、情報処理装置 1 0 0 は、売上金に相当する額の電子マネーをメインウォレットの残高に加算するか否かの判断を事業者に対して問合せしてもよい。この場合、情報処理装置 1 0 0 は、事業者に問合せを行うか否かの判断基準を事業者から予め取得しておいてもよい。判断基準の一例としては、売上金が一定の金額に到達した場合などが例示される。

【 0 0 7 0 】

また、情報処理装置 1 0 0 は、売上金に相当する額の電子マネーをメインウォレットの残高に加算するか否かを能動的に判定してもよい。この場合、情報処理装置 1 0 0 は、売上金をメインウォレットの残高に加算するための判定基準を事業者から予め取得しておくことができる。判断基準の一例としては、未充当のチャージ指示取引がある場合などが例示される。つまり、たとえば、サービス利用者である事業者 X が契約を締結して利用する法人アカウントサービスにおいて、この事業者 X から他アカウントへのチャージ指示を法人アカウントサービスが受け付けており、そのチャージ指示取引の金額が事業者 X の法人アカウントの残高不足で充当されていない場合である。

【 0 0 7 1 】

（ 4 - 3 . サービス利用料の徴収について ）

たとえば、上述の情報処理の一例において、情報処理装置 1 0 0 は、売上金の金融機関口座へ払い出し時とメインウォレットの残高への加算時に、サービス利用料（手数料）を徴収してもよい。なお、サービス利用料は、各サービス利用者一律の金額であってもよいし、払い出し、加算する金額に所定の徴収率（％）を掛けた額でもよい。金融機関口座へ払い出す場合は、金融機関への払い出し時に金融機関へ支払う入金手数料でもよい。また、その際に、法人アカウントの残高へ加算する場合のサービス利用料を金融機関口座へ払い出す場合の入金手数料よりも低く設定してもよい。これにより、サービス事業者にとって、サービス利用促進する効果を期待できる。

【 0 0 7 2 】

（ 4 - 4 . 売上処理の処理履歴の提供について ）

たとえば、上述の情報処理において、情報処理装置 1 0 0 は、たとえば、サービス利用

10

20

30

40

50

者である事業者Xが、必要に応じて売上処理の処理履歴を参照できるように、売上処理の処理履歴を提供してもよい。たとえば、売上処理部133は、事業者Xからの要求に応じて、処理日時を示す情報や、銀行口座への払い出し、法人アカウントサービスの残高加算のどちらが行われたかを示す情報や、払い出し金額を示す情報などを含む情報を、売上処理の処理履歴として提供できる。

#### 【0073】

##### 〔5.ハードウェア構成〕

また、上述してきた本実施形態に係る情報処理装置100は、たとえば、図7に示すような構成のコンピュータ1000によって実現される。図7は、本実施形態または変形例に係るサービス提供装置の機能を実現するコンピュータの一例を示すハードウェア構成図

10

#### 【0074】

コンピュータ1000は、出力装置1010、入力装置1020と接続され、演算装置1030、一次記憶装置1040、二次記憶装置1050、出力IF(Interface)1060、入力IF1070、ネットワークIF1080がバス1090により接続された形態を有する。

#### 【0075】

演算装置1030は、一次記憶装置1040や二次記憶装置1050に格納されたプログラムや入力装置1020から読み出したプログラムなどに基づいて動作し、各種の処理を実行する。一次記憶装置1040は、RAMなど、演算装置1030が各種の演算に用いるデータを一次的に記憶するメモリ装置である。また、二次記憶装置1050は、演算装置1030が各種の演算に用いるデータや、各種のデータベースが登録される記憶装置であり、ROM(Read Only Memory)、HDD、フラッシュメモリ等により実現される。

20

#### 【0076】

出力IF1060は、モニターやプリンタといった各種の情報を出力する出力装置1010に対し、出力対象となる情報を送信するためのインターフェイスであり、たとえば、USB(Universal Serial Bus)やDVI(Digital Visual Interface)、HDMI(登録商標)(High Definition Multimedia Interface)といった規格のコネクタにより実現される。また、入力IF1070は、マウス、キーボード、およびスキャナなどといった各種の入力装置1020から情報を受信するためのインターフェイスであり、たとえば、USBなどにより実現される。

30

#### 【0077】

なお、入力装置1020は、たとえば、CD(Compact Disc)、DVD(Digital Versatile Disc)、PD(Phase change rewritable Disk)等の光学記録媒体、MO(Magneto-Optical disk)などの光磁気記録媒体、テープ媒体、磁気記録媒体、または半導体メモリなどから情報を読み出す装置であってもよい。また、入力装置1020は、USBメモリなどの外付け記憶媒体であってもよい。

#### 【0078】

ネットワークIF1080は、ネットワークNを介して他の機器からデータを受信して演算装置1030へ送り、また、ネットワークNを介して演算装置1030が生成したデータを他の機器へ送信する。

40

#### 【0079】

演算装置1030は、出力IF1060や入力IF1070を介して、出力装置1010や入力装置1020の制御を行う。たとえば、演算装置1030は、入力装置1020や二次記憶装置1050からプログラムを一次記憶装置1040上にロードし、ロードしたプログラムを実行する。

#### 【0080】

たとえば、コンピュータ1000が本実施形態に係る情報処理装置100として機能する場合、コンピュータ1000の演算装置1030は、一次記憶装置1040上にロード

50

されたプログラム（たとえば、情報処理プログラム）を実行することにより、制御部 330 と同様の機能を実現する。すなわち、演算装置 1030 は、一次記憶装置 1040 上にロードされたプログラム（たとえば、情報処理プログラム）との協働により、本実施形態に係る情報処理装置 100 による処理を実現する。

【0081】

また、コンピュータ 1000 が変形例に係る情報処理装置 100 として機能する場合、コンピュータ 1000 の演算装置 1030 は、一次記憶装置 1040 上にロードされたプログラム（たとえば、情報処理プログラム）を実行することにより、制御部 430 と同様の機能を実現する。すなわち、演算装置 1030 は、一次記憶装置 1040 上にロードされたプログラム（たとえば、情報処理プログラム）との協働により、変形例に係る情報処理装置 100 による処理を実現する。

10

【0082】

〔6.効果〕

上述してきたように、本実施形態に係る情報処理装置 100 は、サービス利用者からの要求に従って、サービス利用者に関する決済処理に伴って生じる売上金に相当する額の電子マネーを法人アカウントに紐付けられるマネー残高として処理する売上処理部 133 を有する。

【0083】

また、法人アカウントは、サービス利用者が所有する銀行口座に紐付くウォレット（たとえば、メインウォレット）を有する。また、情報処理装置 100 は、売上金の受取方法として現金または電子マネーの選択を受け付ける受付部 131 をさらに有する。売上処理部 133 は、受取方法として電子マネーが選択されている場合、売上金に相当する額の電子マネーをウォレットの残高に加算する。

20

【0084】

また、売上処理部 133 は、所定のタイミングで、売上金についての処理を実行する。

【0085】

このように、本実施形態に係る情報処理装置 100 は、電子決済サービスによる決済により生じた売上金を従来のように金融機関の口座へ払い出す代わりに、メインウォレットの残高に加算できる。これにより、サービス利用者である事業者は、電子決済サービスによる決済により生じた売上金を各種サービスの原資として、従来よりも短サイクルで簡便に振替利用することが可能となる。このようにして、本実施形態に係る情報処理装置 100 は、上述した各部により実行される処理、又は各部のうちのいずれかの組合せにより、電子決済サービスによる決済により生じた売上金の効率的な再利用を支援できる。

30

【0086】

また、売上処理部 133 は、ウォレットの残高履歴をサービス利用者を提供する。これにより、本実施形態に係る情報処理装置 100 は、たとえば、事業者が、メインウォレットの残高に加算された売上金の流れを事後的な確認しようとする場合、その確認作業を支援できる。

【0087】

また、受付部 131 は、サービス利用者が加盟店契約と法人アカウントの契約を同一事業者として契約している場合に限り、電子マネーの選択を受け付ける。これにより、情報処理装置 100 は、サービス利用者が売上金の振替利用を行うための売上処理を滞りなく行うことが可能となる。

40

【0088】

また、受付部 131 は、売上金のうち、電子マネーとして受け取る受取金額を受け付けて、売上処理部 133 は、受取金額に相当する額をウォレットの残高に加算する。これにより、情報処理装置 100 は、サービス利用者のユーザビリティを向上できる。

【0089】

また、売上処理部 131 は、未充当であるチャージ指示取引がある場合、売上金に相当する額をウォレットの残高に加算する。これにより、情報処理装置 100 は、サービス利

50

用者の手間を軽減できる。

【 0 0 9 0 】

〔 7 . その他 〕

以上、本実施形態および変形例のいくつかを図面に基づいて詳細に説明したが、これらは例示であり、発明の開示の欄に記載の態様を始めとして、当業者の知識に基づいて種々の変形、改良を施した他の形態で本発明を実施することが可能である。

【 0 0 9 1 】

また、上述した情報処理装置 1 0 0 は、機能によっては外部のプラットフォームなどを A P I (Application Programming Interface) やネットワークコンピューティングなどで呼び出して実現するなど、その構成を柔軟に変更できる。

10

【 0 0 9 2 】

また、特許請求の範囲に記載した「部」は、「手段」や「回路」などに読み替えることができる。例えば、制御部は、制御手段や制御回路に読み替えることができる。

【 0 0 9 3 】

また、本願の実施形態に記載された効果は、あくまで説明的または例示的なものであつて限定的ではない。つまり、本願の実施形態は、上記の効果とともに、または上記の効果に代えて、実施形態の記載から当業者にとって明らかな他の効果を奏しうる。

【符号の説明】

【 0 0 9 4 】

- 1 0 0 情報処理装置
- 1 1 0 通信部
- 1 2 0 記憶部
- 1 2 1 事業者情報記憶部
- 1 2 2 売上受取方法記憶部
- 1 2 3 残高履歴記憶部
- 1 3 0 制御部
- 1 3 1 受付部
- 1 3 2 決済処理部
- 1 3 3 売上処理部

20

30

40

50

**【要約】**

**【課題】**電子決済サービスによる決済により生じた売上金の効率的な再利用を支援すること。

**【解決手段】**本願に係る情報処理装置は、サービス利用者に対して個別に割り振られた法人アカウントを管理する。また、情報処理装置は、売上処理部と、受付部とを有する。売上処理部は、サービス利用者からの要求に従って、サービス利用者に関する決済処理に伴って生じる売上金に相当する額を法人アカウントに紐付けられるマネー残高として処理する。受付部は、受取方法として電子マネーが選択されている場合、法人アカウントに紐付けられているウォレットの残高として売上金に相当する額を加算する際、売上金から所定のサービス利用料を徴収する。

**【選択図】**図2

10

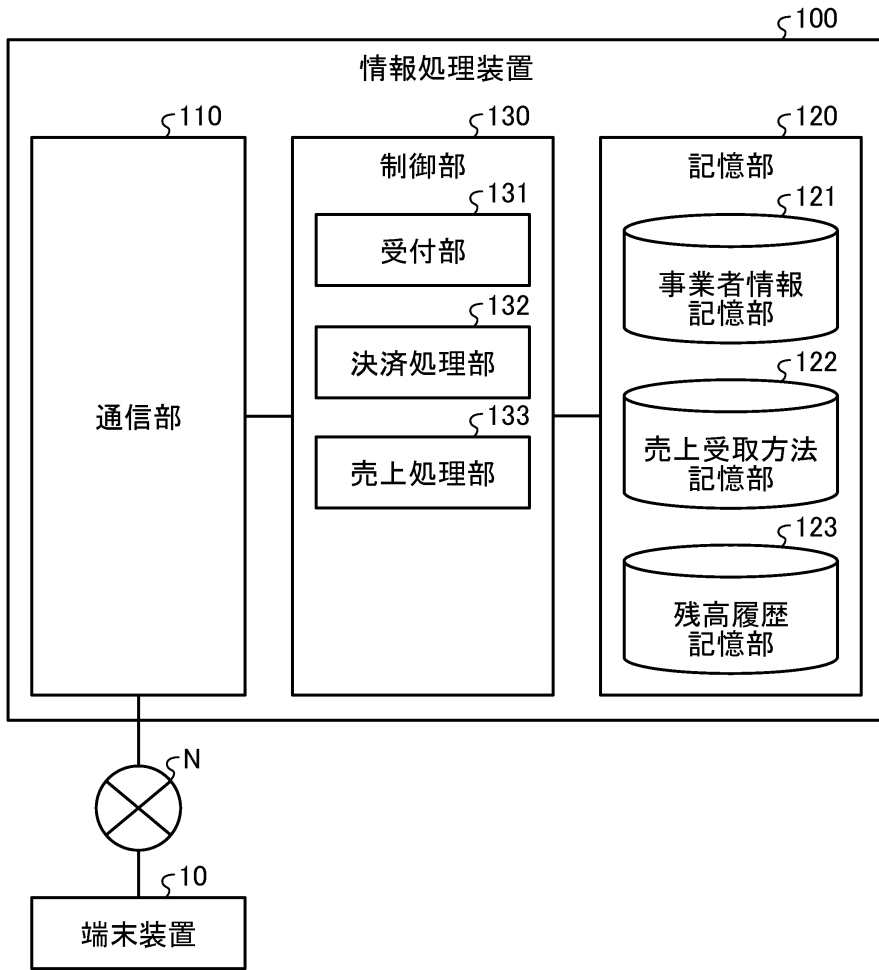
20

30

40

50





10

20

30

40

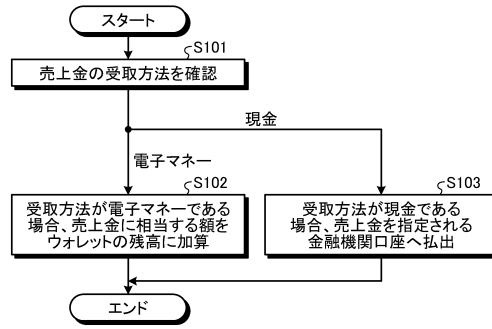
50



【 図 5 】

事業者ID	日付	摘要	入金	出金	マネー残高
事業者ID	日付	摘要	入金	出金	マネー残高
事業者ID	日付	摘要	入金	出金	マネー残高
事業者#001	2022/3/25	チャージ	100,000	-	100,000
	2022/3/27	売上	55,000	-	155,000
	2022/3/31	払出	-	155,000	0
	...	...	...	...	...

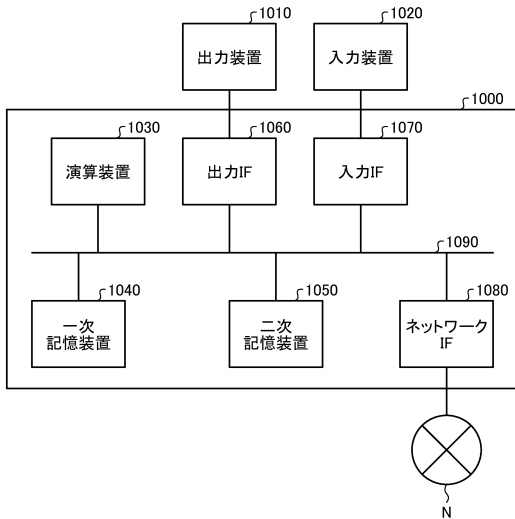
【 図 6 】



10

20

【 図 7 】



30

40

50

---

フロントページの続き

- (56)参考文献 特開2022-042378(JP,A)  
特開2022-025514(JP,A)  
特開2002-342682(JP,A)  
河井 保博, 保博、顧客を“逃がさない”ネット決済 - 第1部 採用進む新決済手段, 日経 I n t e r n e t S o l u t i o n s , 日本, 日経 B P 社, 2003年05月22日, 第71号, pp.6  
2~67, ISSN 1347-6580
- (58)調査した分野 (Int.Cl., DB名)  
G 0 6 Q 1 0 / 0 0 - 9 9 / 0 0